

「養育費むり」言い放たれ

子ども 貧困 シングルマザー 下

けられるなどの家庭内暴力(DV)に耐えきれず、家を出た。離婚調停が成立せず、昨年4月に裁判で離婚を請求。月6万4千円の養育費を求めた。

団体職員だった元夫の年収は485万円あった。だが調停中に辞職し、借金して飲食店を開業。「店は毎月赤字。払える状態にな」と反論された。最終的に示された回答は「1万円なら払える」。結局、もらわない決意をし、昨年11月、離婚が成立した。

「国や市が間に入って養育費が払われるなら、1万円でも5千円でもある方がいい。ただ、今は縁が切れ、よかつたと思えない」。1万円のために元夫と関わり続けなくてはなら

「私とママの家は小さいね」
友達の家を訪ねた後から長女(3)が口にする言葉が、女性(36)の胸にチクリと刺さった。京都市の家賃5万5千円の木造長屋。洗面台はない。

縁切りたかった
公的機関の非常勤職員で、手取りは月13万7千円。片道230円のバス代を節約し、40分かけて自転車通勤する。

離婚した元夫から養育費はもらっていない。
一昨年6月、頭を踏みつ



普段は仕事などで親子の時間が短い分、休日は公園などでゆっくり過ごす＝京都市、内田光撮影

に示された回答は「1万円なら払える」。結局、もらわない決意をし、昨年11月、離婚が成立した。

「国や市が間に入って養育費が払われるなら、1万円でも5千円でもある方がいい。ただ、今は縁が切れ、よかつたと思えない」。1万円のために元夫と関わり続けなくてはなら

「国や市が間に入って養育費が払われるなら、1万円でも5千円でもある方がいい。ただ、今は縁が切れ、よかつたと思えない」。1万円のために元夫と関わり続けなくてはなら

受け取る世帯2割弱

養育費は、親が自分と同じ生活水準を子どもに保障する義務に基づき、衣食住や教育などの費用を負担するもの。親の収入や子どもの数などから額を決める。

厚生労働省の全国母子世帯等調査(2011年)によると、養育費の取り決めをしていないのは母子世帯の4割に満たない。実際に受

元夫は病氣退職

約8年の家庭内別居を経て、4年前に離婚調停を申し立てて別居。当時、高3、高1、小5だった子ども1人あたり2万円の養育費を求めた。だが、元夫はうつ病と診断され、無職。

調停委員は「(支払い)難しい」との考えを示し、調停は不成立に終わった。介護の職につくまでは、契約社員やアルバイトで二

約8年の家庭内別居を経て、4年前に離婚調停を申し立てて別居。当時、高3、高1、小5だった子ども1人あたり2万円の養育費を求めた。だが、元夫はうつ病と診断され、無職。

調停委員は「(支払い)難しい」との考えを示し、調停は不成立に終わった。介護の職につくまでは、契約社員やアルバイトで二

よる徴収代行などをする。北欧では国が立て替え払いする制度があるという。

下夷教授は「日本では自己責任が強調され、家庭に介入すべきではないという行政の姿勢が、不払いを当たり前の状態にしてきた」と指摘。児童扶養手当などの社会保障は不可欠といううえで、「養育費の支払いと受け取りがスムーズにできる仕組みを国が用意する必要がある」と話す。

養育費についての相談先

- いずれも養育費の取り決め方や滞納された時の対応について情報提供する。個別の請求などは家庭裁判所へ。
- 母子家庭等就業・自立支援センター
各都道府県や指定市、中核市が設置。専門の相談員が家裁に同行する支援をすするところもある
- 養育費相談支援センター
元家裁調査官らが相談に応じる。電話は0120-965-419(携帯電話とPHSは使えない)、03-3980-4108(希望があればセンターがかけ直して電話料金を負担する)へ。メールはinfo@youikuhi.or.jpへ
- 法テラス 電話0570・078374
収入や資産が一定額以下の方は弁護士の無料法律相談を受けられる

養育費は、親族からの援助が減ったり、病気をしたり、学費の負担が増えたりして事情が変わった場合、あるいは離婚時に「いらぬ」と言ってしまった場合でも、子どもに必要な限りいつでも請求できる。



子どもと貧困について、ご意見をお寄せください。メール(asahi_forum@asahi.com)か、〒104・8011(所在地不要)朝日新聞オピニオン編集部「子どもと貧困」係へ。